

文芸美術 国民健康保険

第162号

発行 文芸美術国民健康保険組合
〒101-0048 東京都千代田区神田司町2の7の2
ミレーネ神田PREX4階
電話 03(6811)7293番(代)
FAX 03(6811)7294番
ホームページアドレス <https://www.bunbi.com/>

主な内容

- 令和7年度事業計画・予算
- 令和6年度事業報告・決算
- お知らせ・連絡事項

令和7年度事業計画

(令和7年3月3日組合会承認)

昨年12月、保険証の新規交付が廃止され、マイナ保険証が基本となるなど、国では、医療DX化をさらに進めることで、医療保険制度の変革が急激に行われています。

国民の5人に1人が75歳という超高齢社会を迎え、将来にわたり持続可能な社会保障制度を維持すべく、新たな負担が検討されており、今後も厳しい状況が続く見込みです。

令和7年度事業計画は、医療の高額化傾向や各種感染症などの医療費の動向に注視しつつ、引き続きマイナンバーや少子化対策などの制度改正の影響を考慮して策定しました。

① 被保険者数は、毎月、後期高齢者医療

制度への移行による減少がありますが、組合員(世帯)の加入増などで、増加傾向を見込んでいます。

② 医療費は、若年者層の加入増はあるものの、医療の高額化傾向や各種感染症等の影響を勘案し、一人当たり231,251円、総額で約32・8億円を計上しました。

③ 後期高齢者支援金は、国から示された納付額約14・4億円を計上しましたが、ほぼ前年度並みとなっています。

④ 前期高齢者納付金は、若年者層の加入増や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行に伴う前期高齢者(65～74歳)加

入割合が減少していますが、前年度並みである約10億円を計上しました。

⑤ 介護納付金につきましては、2号被保険者の増加により、対前年度比1億円増の約7・9億円を国に納めることになりました。

所得に応じた補助率の減少や医療の高額化傾向においても、加入者が増加したこと、拠出金の増加が抑えられたことにより、医療分と後期高齢者支援金分は据え置くことができました。

しかしながら、国より示される一人当たり額の増においては、自助努力で抑えることができず、介護保険分については、残念ながら保険料の改定によらざるを得ない状況です。

組合ホームページの改修を進めるなど利用者の利便性を高め、事務効率化を図り、今後の負担増に備え安定運営に努めてまいりますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

事業内容（内は前年度予算

1. 理事会及び組合会開催

理事会…必要の都度随時
委員会…必要の都度随時
組合会…2回（通常1回・臨時1回）

2. 被保険者数

組合員…14,223人（12,970人）
家族…5,802人（5,692人）
合計…20,025人（18,662人）
介護保険該当者
（40～64歳・第2号被保険者）
…10,470人（9,799人）
合計の再掲

3. 保険料

次のとおりとします。

（1）医療保険分
組合員…月額19,900円
家族…月額9,600円（9,600円）
（2）後期高齢者支援金分
組合員…月額5,800円（5,800円）
家族…月額5,800円（5,800円）
（3）介護保険分
第2号被保険者…月額6,100円
（5,700円）

4. 補助金

（4）特例組合員分
組合員…月額1,000円（1,000円）
※未就学児1人につき、未就学児世帯支援金 年額12,000円を支援
※産前産後の被保険者において、一子4カ月（二子以上6カ月）の保険料軽減
（1）国庫支出金
事務費負担金
6年度当初交付申請額を計上
療養給付費補助金
補助対象給付費の13・0%を計上
後期高齢者支援金等補助金
支援金の13・0%を計上
介護納付金補助金
介護納付金の13・0%を計上
特別調整補助金
5年度交付額×0.5
未就学児世帯補助費
未就学児世帯補助費10,080千円を計上
産前産後保険料軽減補助費
産前産後保険料軽減補助費12,200千円を計上
出産育児一時金等補助金
出産育児一時金、高額医療費共同事業分を計上
特定健康診査等補助金
国の定めた助成金額の1／3を計上
（2）都費補助金
6年度当初交付決定額（63,499千円）の8割＋特定健診等の都内在住者分

5. 保険給付

7年度の医療費（療養給付費）は、6年度1人当たり実績推計225,633円を元に、231,251円を計上しました。

（1）療養の給付

A. 給付の内容
国民健康保険法に定められた給付を行います。

B. 一部負担金の割合

組合員・家族共3割、未就学児は2割。前期高齢者のうち70歳以上は、所得に応じて2割または3割。

C. 高額療養費

一部負担金限度額（不定）を超えた分を支給します。

（2）その他の給付

A. 出産育児一時金

488,000円（488,000円）
但し、産科医療補償制度加入の分娩機関については、12,000円を増額して支給。

B. 葬祭費

組合員 組合加入後満5年未満 70,000円（70,000円）
同 満5年以上 90,000円（90,000円）
同 満10年以上 110,000円（110,000円）
家族 70,000円（70,000円）

6. 後期高齢者支援金

後期高齢者の医療費の負担金

医療費支援金は、1,437,080千円
事務費拠出金は、71千円

7. 前期高齢者納付金

前期高齢者（65歳～74歳）の医療費の負担金

医療費納付金は、996,626千円
事務費拠出金は、56千円

8. 介護納付金

40歳から64歳までの被保険者を対象に、
介護保険の給付に係る費用を負担。
介護納付金は、793,894千円

9. 保健事業

(1) 健康管理と疾病予防対策として次のことを実施します。

A. 健康診断費用の助成

① 総合精密健康診断（人間ドック）

1年以上加入している被保険者を対象
（年1回）

組合補助額1件につき

組合員

24,000円以内（24,000円）

家族

19,000円以内（19,000円）

受診時に満50歳の組合員（節目ドック）

35,000円以内（35,000円）

令和7年度文芸美術国民健康保険組合収入支出予算書

収入		(単位：千円)		
科目	本年度	前年度	比較	
1. 保険料	6,204,926	5,707,675	497,251	
2. 国庫支出金	963,479	1,067,915	-104,436	
3. 前期高齢者交付金	2	2	0	
4. 出産育児交付金	1,719	2,193	-474	
5. 都支出金	52,956	52,788	168	
6. 共同事業交付金	126,198	144,056	-17,858	
7. 財産収入	95	34	61	
8. 寄付金	1	1	0	
9. 繰入金	2	2	0	
10. 繰越金	412,442	309,134	103,308	
11. 諸収入	17,384	16,939	445	
収入合計	7,779,204	7,300,739	478,465	

なお、東京都在住の被保険者については、4,000円を上限に増額して助成。

また、受診時に年度末時点で40歳以上の被保険者については特定健診項目が含まれている場合、10,000円を上限に増額して助成。

② 特例組合員の健康診断

支出		(単位：千円)		
科目	本年度	前年度	比較	
1. 組合会費	2,701	3,181	-480	
2. 総務費	358,599	281,910	76,689	
3. 保険給付費	3,704,936	3,431,004	273,932	
4. 後期高齢者支援金等	1,437,152	1,403,822	33,330	
5. 前期高齢者納付金等	996,682	1,012,961	-16,279	
6. 介護納付金	793,894	689,182	104,712	
7. 流行初期医療確保拠出金等	2	2	0	
8. 共同事業拠出金等	157,844	160,156	-2,312	
9. 保健事業費	104,138	95,281	8,857	
10. 積立金	21,002	40,002	-19,000	
11. 諸支出金	13,082	13,526	-444	
12. 予備費	189,172	169,712	19,460	
支出合計	7,779,204	7,300,739	478,465	

組合補助額1件につき（年1回）
12,000円以内（12,000円）

B. 特定健康診断・特定保健指導の実施
① 特定健康診断
40～74歳の被保険者全員を対象
（年1回）

組合負担額1件につき
15,000円以内（15,000円）

②特定保健指導

特定健診の結果、特定保健指導が必要な方を対象(年1回)
組合負担額1件につき
動機付け支援
28,000円以内(28,000円)
積極的支援
39,000円以内(39,000円)

(2) 被保険者に医療費の通知、後発医薬品差額通知及び健康情報発信を行い、被保険者教育の積極的実施をはかる。

10. 趣旨普及

事業内容の周知徹底をはかるため組合報を発行し、また、ホームページを公開する。

組合規約の一部改正について

1. 組合規約の一部を次のとおり改正する。

◇保険料の納付期限の延長について

(保険料の納付期限の延長)

第二十三条中、「金額」を「全額」に改める。「三箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。」を、「三箇月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長一年)以内の期間を限って徴収猶予することができる。」に改める。

第五十九条中、「法第九条第一項若しく

は第九項」を「法第九条第一項若しくは第五項」、「若しくは虚偽の届出」を「又は虚偽の届出」に改める。「、又は法第二十二条の規定において準用する法第九条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削除する。

附則

(施行期日)

1 この規約は、認可の日から施行し、令和六年十二月二日から適用する。

(経過措置)

2 この規約による改正後の第二十三条の規定は、令和六年度分の保険料のうち令和六年十二月以後の期間に係るもの及び令和七年度以後の保険料について適用し、令和六年度分のうち令和六年十一月以前の期間に係るもの及び令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この規約の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和六年政令第二百六十号)第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2. 組合規約の一部を次のとおり改正する。

(1) 保険料の賦課額について

(保険料の賦課額)

第十六条一号中、ハの金額「五、七〇〇円」を「六、一〇〇円」に、三号中、ハの金額「五、七〇〇円」を「六、一〇〇円」に改める。

(2) 専務理事の設置等について

第三十七条第二項中、「組合の業務」を「組合の運営、業務」に改める。
第三十八条の後に、専務理事を新たに設置する。

また、第三十九条第二項中、「理事長及び副理事長ともに事故あるときは、」を「理事長、副理事長及び専務理事ともに事故があるときは、」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による改正後の規約第十六条の規定は、令和七年度以後の保険料について適用し、令和六年度以前の保険料については、なお従前の例による。

組合員資格(業種)の 再確認のための調査 の実施

厚生労働省より、組合員の資格(業種)の適正な管理のため、2、3年に一度、全国保組合は組合員資格の再確認をすることが求められています。

前回は、令和4年度に実施しているため、令和7年度は次のとおり実施する予定です。

実施時期 令和8年2月～3月

実施方法 全ての組合員の方から職業が確認できる書類(令和7年分の確定申告書 第一表の控えの写し等)を提出していただくこととしております。

詳しくは、令和8年1月末頃に組合員の皆様に封書にてご案内いたします。

◆所得調査のお礼

厚生労働省からの通知に基づく住民税課税標準額調査に際しましては、対象者となられた皆様方のご協力に厚く御礼申し上げます。

◆役員の改選

役員の任期満了につき改選が行われ、理事長に福王寺一彦氏が再任されました。

任期は、令和7年7月4日から3年間です。

(敬称略)

理事長	福王寺 一彦	日本美術家連盟
副理事長	専務理事、コンプライアンス担当	
理事	近藤 篤弘	日本グラフィックデザイン協会
常務理事	風間 はる香	事務局(学識経験)
理事	石谷 洋子	日本脚本家連盟
〃	朴 慶南	日本文芸家協会
〃	小池 良幸	日本写真家協会
〃	丸内 敏治	日本シナリオ作家協会
〃	鈴木 公明	日本イラストレーション協会
〃	大倉 崇裕	日本推理作家協会
〃	挟間 隆治	日本漫画家協会
監事	丸尾 みほ	日本脚本家連盟
〃	田中 秀和	日本ネットクリエイター協会

◆第26期組合会議員

組合会議員の任期満了に伴い、同選挙規程に基づき加盟69団体の中から下記のとおり30団体30名の方々が選出されました。(敬称略)

任期は3年で令和10年3月31日までです。

日本文芸家協会	佐川 光晴
日本美術家連盟	河嶋 淳司
日本シナリオ作家協会	眞邊 克彦
日本漫画家協会	挟間 隆治
日本児童文学者協会	笠井 千鶴
日本写真家協会	川村 容一
日本インダストリアルデザイン協会	神瀬 泰二
日本推理作家協会	大倉 崇裕
全日本書道連盟	飯田 善一
日本脚本家連盟	横田 理恵
日本児童出版美術家連盟	石川 日向
日本映画監督協会	大森 立嗣
日本パッケージデザイン協会	鈴木 亜希子
日本広告写真家協会	中村 成一
日本作編曲家協会	小林 洋平
日本インテリアプランナー協会	西村 春二
日本グラフィックデザイン協会	今井 克己
東京コピーライターズクラブ	吉田 早苗
東京イラストレーターズ・ソサエティ	信濃 将之
日本アニメーター・演出協会	大野 和寿
日本イラストレーション協会	西村 奈々
日本作詩家協会	溝口 貴紀
ジャパン デザイン プロデューサーズ ユニオン	宮崎 真弓
VFX-JAPAN	小川 大祐
日本インテリアコーディネーター協会	荒井 尚子
日本ネットクリエイター協会	田中 秀和
マンガジャパン	本庄 敬
日本デジタルライターズ協会	名須川 竜太
日本ゲームシナリオライター協会	箭内 寛大
日本音楽作家協会	磯谷 佳江

令和7年4月1日から

70歳未満			70歳以上75歳未満		
区分		標準負担 (1食)	区分		標準負担 (1食)
A	B、Cのいずれにも該当しない方	490円 →510円	B、C、Dのいずれにも該当しない方		490円 →510円
B	Cに該当しない指定難病患者等	280円 →300円	C、Dに該当しない指定難病患者等		280円 →300円
C	住民税 非課税世帯	入院期間が90日以下	低所得者Ⅱ	入院期間が90日以下	230円 →240円
		入院期間が90日超		入院期間が90日超	180円 →190円
D			低所得者Ⅰ		110円

◆入院時食事療養標準負担額の見直しについて
令和7年4月1日から、国の改正により入院した時の食事が上がり、それに伴い、一部の方を除き自己負担が増えます。
自己負担額の改正点は次の表をご確認ください。

高額療養費制度について

高額療養費制度とは、病院等の窓口でお支払いされた金額がひと月当たりの自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額の負担を軽減する制度です。

なお、自己負担限度額に関わる所得区分については世帯の所得状況に依ります。詳しくは、組合のホームページにてご確認ください。

◆高額療養費の支給申請について

病院等の窓口で同月内に支払った額のうち、所得に応じた限度額を超えた分を高額療養費として支給いたします。

高額療養費に該当する場合、診療月から3ヵ月後に組合より申請書をお送りいたします。申請期限は、診療を受けた月の翌月1日から2年間で。

また、70歳以上の方の外來療養費について、1年間（前年8月1日から当年7月31日）の自己負担額の合計が144,000円を超えた場合、その超えた額を支給いたします。

対象は、基準日（当年7月31日）時点の所得区分が、一般の方です。

該当する場合には、組合より申請書をお送りいたします。申請期限は、当年8月1日から2年間で。



◆限度額適用認定証について

入院等で医療費が高額になる場合、認定証を病院等の窓口で提示することにより、自己負担が所得に応じた限度額までに抑えられます。

す。

なお、マイナ保険証を利用すると、病院等での認定証の提示が不要です。事前手続きや郵送手続きも必要はありませんので、ぜひご利用ください。



※判定に必要な所得情報は、マイナンバーの情報連携により確認します。確認できなかった世帯には、限度額を「ア」（最上位の所得区分）として登録いたします。ご不明点は当組合へお問い合わせください。

※所得情報による区分判定ができなかった方は、実際の所得額と相違することがありますので、ご受診前に、マイナポータルで所得区分をご確認ください。なお、所得区分については組合ホームページをご覧ください。

※紙の認定証の交付をご希望の方は申請書をご郵送ください。

◆高額介護合算療養費制度について

当組合に加入している方全員が、1年間（前年8月1日～当年7月31日）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、標準額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。申請についての詳細は、組合ホームページをご覧ください。なお、申請期限は、当年8月1日から2年間で。



(参考) 自己負担限度額

70歳未満

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）	多数回該当
ア	旧ただし書き所得901万円超	252,600円＋（医療費－842,000円）×1％	140,100円
イ	旧ただし書き所得600万円超～901万円以下	167,400円＋（医療費－558,000円）×1％	93,000円
ウ	旧ただし書き所得210万円超～600万円以下	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％	44,400円
エ	旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※旧ただし書き所得とは、総所得金額から基礎控除を引いた金額です。

※令和7年8月22日時点

70歳から74歳まで

負担割合	適用区分		ひと月の上限額		多数回該当
			外来（個人ごと）	（世帯ごと）	
3割	現役並み	課税所得690万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1％		140,100円
		課税所得380万円以上	167,400円＋（医療費－558,000円）×1％		93,000円
		課税所得145万円以上	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％		44,400円
2割	一般	課税所得145万円未満	18,000円（年144,000円）	57,600円	44,400円
	住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	
		Ⅰ 住民税非課税世帯（年金収入約80万円以下など）		15,000円	

※令和7年8月22日時点

◆マイナンバーについて

《組合へのお届けについて》

法令により組合へのお届け・ご申請には、マイナンバーの記入が義務付けられていますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、各添付書類（住民票等）の省略については、引き続き検討してまいります。

《利用目的について》

番号法第19条第8号において定められた医療保険者や行政機関の情報連携を利用目的とします。利用目的の詳細については、組合ホームページをご覧ください。



◎マイナンバー制度について詳しくご案内は、デジタル庁ホームページ（<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>）をご覧ください。

◎マイナンバー制度についてのお問合せは国が開設している、マイナンバー総合フリーダイヤル（TEL 0120・95・0178 平日9時30分～20時00分 土日祝9時30分～17時30分 年末年始を除く）までお願いいたします。

◆マイナンバーカードの保険証利用登録の解除について

マイナ保険証を利用登録済みの方は、解除することができます。

その際には、当組合に利用解除の申請が必要となりますのでご注意ください。

※利用解除申請のご提出があった方には、資格確認書をお送りいたします。

◆マイナ保険証利用率の目標について

国は、受診時のマイナ保険証利用の目標を50％以上と定めております。病院等を受診する際には、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

※利用率が50％を超えた保険者には、後期高齢者支援金の拠出金額が減じられるメリットがあり、皆様の保険料負担が少なくなることが見込まれます。

◆戸籍謄本に氏名の振り仮名が記載されます

戸籍法の改正により、戸籍謄本の記載事項に氏名の振り仮名が追加されました。令和7年5月26日以降、市区町村が保有している振り仮名が記載された通知が届きます。

なお、令和7年3月に当組合よりお送りしている「世帯状況確認へのご協力をお願い」に、組合で登録している振り仮名を記載しております。組合の登録と市区町村から通知された振り仮名が異なる場合、もしくは振り仮名を修正した方は、当組合にご連絡ください。

施設名・電話番号	所在地	費用(税込)	備考
メディカルスキャニング 03(5778)2905	渋谷・池袋・お茶の水・日暮里・浜松町・中野・東京・たまプラーザ・第二溝の口・北浦和・柏・巣鴨・川口・大宮・横浜・武蔵小杉・富士見台・経堂・町田・新百合ヶ丘・府中・長津田・向ヶ丘遊園・金沢八景・新宿・立川・銀座・溜池山王・用賀・大船・千葉・高円寺・練馬高野台・恵比寿・目黒・自由が丘・さいたま新都心・与野・武蔵浦和・南新宿・東新宿・武蔵小金井・本厚木・藤沢・センター南・川崎	26,400 円	脳ドック専門 46 院のみ割引対象
京都工場保健会 ※電話番号は病院により異なります。 各ホームページにてご確認ください。	京都(2 院)・宇治・神戸・姫路・尼崎	42,900 円	1 泊 2 日(婦人科含む): 94,600 円 総合ドック: 122,100 円 脳ドック: 44,000 円
関西労働保健協会 ※電話番号は病院により異なります。 各ホームページにてご確認ください。	梅田・千里	49,500 円	1 泊 2 日: 67,100 円
近畿健康管理センター ※電話番号は病院により異なります。 各ホームページにてご確認ください。	東京日本橋・新大阪・難波・名古屋・彦根・神戸・栗東・三重・四日市	41,965 円	

◆都内

施設名・電話番号	所在地	費用(税込)	備考
杏雲堂病院 03(3292)0551	千代田区神田駿河台 1-8	48,000 円	
九段クリニック 03(3222)0094	千代田区九段北 1-9-5	44,000 円	
こころとからだの元氣プラザ 03(5210)6622	千代田区神田神保町 1-105 神保町三井ビルディング 1 階・2 階	49,500 円	MRI + MRA: 38,500 円加算
東京クリニック 03(3516)7187	千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 1 階・地下 1 階・地下 2 階	44,000 円	脳ドック: 33,000 円 その他 PET などのオプション有
有楽町電気ビルクリニック 03(3213)0099	千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 10 階	44,000 円	
銀座富士クリニック 03(3542)8371	中央区銀座 4-11-2 丸正ビル 2 階	46,200 円	
メディカルスクエア赤坂 03(3585)0365	港区赤坂 2-17-22	44,000 円	1 泊 2 日: 68,095 円
楠樹記念クリニック 03(3344)6666	新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 3 階	46,200 円	1 泊 2 日: 79,200 円 脳ドック: 49,500 円 MRI + MRA: 33,000 円加算 脳専門コース: 49,500 円
PL 東京健康管理センター 03(3469)1163	渋谷区神山町 17-8	55,000 円	人間ドック+脳ドック: 99,000 円 脳ドック: 44,000 円
明治安田新宿健診センター 0570(03)5489	渋谷区代々木 3-22-7 新宿文化クイントビル 12 階	48,400 円	MRI + MRA: 27,500 円 MRI + MRA + 頸 MRA: 31,900 円
河北健診クリニック 03(5377)2511	杉並区高円寺南 4-27-12 三井住友銀行高円寺ビル	45,100 円	1 泊 2 日(婦人科含む): 67,100 円 脳ドック: 56,000 円 MRI + MRA: 23,000 円加算
城西病院予防医学本部健診センター 03(3390)6910	杉並区上荻 2-42-11 城西病院 6 階	41,800 円 婦人科含む	
サン虎の門クリニック 03(3988)1862	豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 ビル 7 階	46,200 円 婦人科含む	1 泊 2 日(婦人科含む) シングルルーム: 72,050 円 ツイン(2 人共有)ルーム: 66,000 円

◆都内以外

施設名・電話番号	所在地	費用(税込)	備考
明日佳札幌健診センター 011(531)2226	北海道札幌市中央区南 10 条西 1 丁目 1-30 ホテルライフオート札幌 5 階	39,600 円	
北海道循環器病院予防医学センター 011(552)3375	北海道札幌市中央区南 27 条西 13 丁目 1-30	42,460 円	1 泊 2 日: 62,260 円
大宮シティクリニック 0570(039)489	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 30 階	48,400 円	
セントマーガレット病院 047(485)1986	千葉県八千代市上高野 450	39,600 円	1 泊 2 日: 67,100 円
コンフォート横浜健診センター 045(313)8080	神奈川県横浜市西区平沼 2-8-25	40,700 円	
エルズメディア名古屋 052(737)6500	愛知県名古屋市中区栄 2-1-1 日土地名古屋ビル 3 階	41,800 円 婦人科含む	女性のみ
京都予防医学センター 075(811)9131	京都府京都市中京区西ノ京左馬寮町 28	45,100 円	
大阪警察病院付属人間ドッククリニック 06(6775)3131	大阪府大阪市天王寺区石ケ辻町 15-15 上六メディカルビル	44,000 円	1 泊 2 日(婦人科含む): 67,100 円 脳ドック: 56,760 円

健康診断を受けましょう

当組合では、特定健康診査・人間ドックを受診した場合、検査費用の一部を補助しています。組合員及びご家族の方の健康管理・維持にお役立てください。

特定健康診査について	
補助支給対象等	組合負担上限額
【基本的な検査項目】 ・質問票（服薬歴、喫煙歴等） ・身体測定（身長、体重、BMI、腹囲） ・血圧測定 ・理学的検査（身体診察） ・尿検査（尿糖、尿蛋白） ・血液検査（脂質検査、血糖検査、肝機能検査）	[組合員、家族] 左記項目計 10,000 円以内
【詳細な検査項目】 ＊医師が必要と判断した場合のみ ・心電図検査 ・眼底検査 ・貧血検査 ・血清クレアチニン検査	[組合員、家族] ・心電図検査 2,000 円以内 ・眼底検査 2,000 円以内 ・貧血検査 500 円以内 ・血清クレアチニン検査 500 円以内

＊特定健康診査は年度内 1 回の補助となります。特定健康診査を含む人間ドックを受診し、当組合から特定健康診査分の補助を受けている場合、特定健康診査受診券はご使用いただけません。

◆組合ホームページの特定健康診査契約機関一覧にて特定健康診査の受診可能な施設をご確認のうえ、ご予約ください。

年度末時点で 40 歳以上 75 歳未満の方が特定健康診査の対象となります。

ご受診当日はマイナ保険証・資格情報通知書または資格確認書のいずれかと、特定健康診査受診券を病院等の窓口までお持ちください。

有効期限は 2025 年 12 月 31 日までです。紛失や届いていない等ございましたら当組合までお問い合わせください。



人間ドックについて		
対象となる検査種類	補助額	補助支給対象等
・人間ドック （胃部レントゲンまたは胃カメラを含む 総合精密健康診断）	[組合員] 受診時 50 歳 35,000 円以内 その他 24,000 円以内 [家族] 19,000 円以内	＊加入後 1 年以上経過後の受診より補助の対象となります。 ＊各ドック合わせて年度内 1 回に限りです。 ＊東京都内在住の方は、4,000 円まで増額します。 ＊年度末時点で 40 歳以上 75 歳未満の方が、特定健康診査の検査項目を含めて受診し、検査結果のコピーを提出した場合は、10,000 円まで増額します。
・脳ドック（脳 MRI・MRA を含むもの）		
・PET 検査		
・特例健診（受診時に 75 歳以上の組合員）	12,000 円以内	＊年度内 1 回

＊お住まいの市区町村などで補助を受けている場合は、補助の対象外になることがあります。

◆組合指定の申請用紙に必要事項をご記入のうえ、人間ドックを受診した病院等の証明を受け、組合宛に郵送でご申請ください。

申請用紙は、組合ホームページからダウンロードできます。ダウンロードができない場合は、当組合にご連絡ください。

毎月 15 日までに到着した申請については、その月末に指定口座へ所定の補助金をお振込みいたします。

◆日本人の 2 人に 1 人の確率で、一生のうちに何らかのがんに罹患するといわれております。

がんの早期発見・早期治療のために、特定健康診査と各種がん検診がいっしょに受けられる人間ドックを年に 1 度ご受診いただくことをおすすめします。

また、健診の結果、「要再検査」や「要精密検査」等の異常値があった場合は、必ず病院等を受診しましょう。

◆次の施設は人間ドックの割引契約をしています。当組合の加入者の方は割引料金で受診できます。

直接お電話で、必ず「文芸美術国民健康保険組合の加入者」である旨を伝えてご予約ください。

なお、人間ドック割引契約施設以外のどちらの病院等で人間ドックを受診した場合でも、補助の対象です。



人間ドック割引契約施設等一覧表（料金は税込表示です。）

◆全国（複数施設）

施設名・電話番号	所在地	費用(税込)	備考
IMS Me-Life クリニック ※電話番号は病院により異なります。 各ホームページにてご確認ください。	池袋・千葉・東京・新宿・渋谷・板橋・仙台	44,000 円	
医療法人社団友好会 03(3280)5877	秋葉原(2院)・目黒	44,000 円	※秋葉原メディカルクリニックアネックスのみ婦人科健診オプションの実施なし
金内メディカルクリニック ※電話番号は病院により異なります。 各ホームページにてご確認ください。	新宿・沖縄	46,750 円	1泊2日(婦人科含む):69,850 円 脳ドック:44,000 円 MRI+MRA:38,500 円加算 MRI/MRA:19,800 円加算
新赤坂クリニック 03(5770)1250	青山・銀座・横浜	45,100 円 婦人科含む	1泊2日(婦人科含む):59,400 円

令和6年度事業報告 および収入支出決算

去る7月4日開催の第92回臨時組合会にて令和6年度の事業報告、収支決算、決算剰余金処分について審議が行われ、別掲のとおり可決承認されましたので報告いたします。

収入において、加入者の増加による保険料収入や前年度繰越金等の増により、当初予算額を約3・7億円上回る収入額となりました。一方、支出において、医療費は当初予算をやや下回るなど、当初予算から約2億円減となりました。

結果として、前年度繰越金を除く単年度では約1・8億円の黒字決算となり、累積では、約5・7億円の剰余金となりました。

この剰余金については、必要な積立を行い、それ以外の全額を令和7年度に繰越しました。

事業報告（内は前年度）

1. 被保険者等の状況（別表1）
2. 保険料の状況（別表2）
3. 医療費の状況（別表3）
4. 保健事業の状況

◇健康診断の助成（別表4）

◇医療費の通知・健康情報の発信ほか

診療報酬明細書に基づき、受診された全世帯に通知
2回（2回）

健康情報葉書を組合員（特例組合員を除く）に送付
3回（2回）

後発医薬品差額通知を該当者に送付
2回（2回）

5. 理事会及び組合会の状況

理事会

開催回数：7回（5回）

主要審議事項

- ・令和5年度10月分以降保険料未納による組合員資格の処遇について
- ・令和5年度事業報告・収入支出決算・決算剰余金処分について

・第91回臨時組合会開催について

・個人情報保護規程の一部改正について

・第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について

・組合規約の一部改正について

・令和6年度4月分以降保険料未納による組合員資格の処遇について

・プライバシーポリシーの一部改正について

・組合規約の一部改正について

・令和7年度事業計画について

・令和7年度収入支出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項について

・令和7年度法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について

・組合会議員選挙規程の一部改正について

・役員及び議員報酬並び費用弁償規程の一部改正について

・第73回通常組合会について

組合会

開催回数：2回（2回）

主要審議事項

- ・令和5年度事業報告・収入支出決算・決算剰余金処分について
- ・組合規約の一部改正について

・令和7年度事業計画について

・令和7年度収入支出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項について

・令和7年度法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について

6. 事務局（令和7年3月31日現在）

非常勤常務理事 1名

専任職員 16名

非常勤職員 1名

7. 令和6年度収入支出決算（別表5）

8. 決算剰余金の処分

令和6年度の決算剰余金571,396,419円については、必要な積立金として特別積立金に80,000,000円、給付費等支払準備金に18,000,000円を積み立て、残りの473,396,419円を令和7年度に繰越しました。

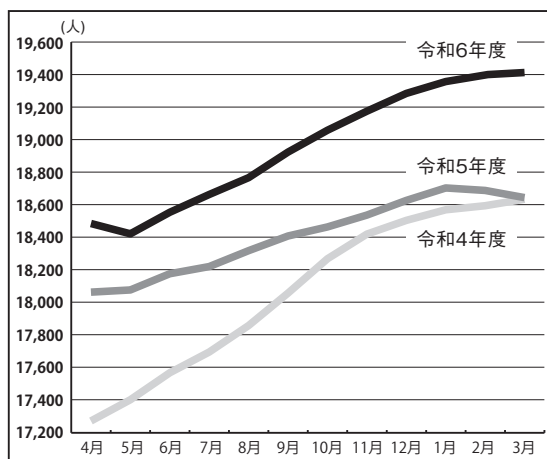
別表 1. 被保険者等の状況

	組合員数	家族数	合計	69歳以下(再掲)	70～74歳(再掲)	被保険者数(再掲)	特例組合員数(再掲)
令和5年度末	12,792人	5,974人	18,766人	18,057人	583人	18,640人	126人
内 加 入 者	1,866人	881人	2,747人	-	-	-	-
脱 退 者	1,033人	958人	1,991人	-	-	-	-
令和6年度末	13,625人	5,897人	19,522人	18,873人	536人	19,409人	113人
差 引 増 減	833人	-77人	756人	816人	-47人	769人	-13人

別表 2. 保険料の状況

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
保 険 料			
組 合 員	25,700円	24,800円	21,100円
家 族	15,400円	14,800円	11,600円
介護(40～64歳)	5,700円	5,700円	5,200円
特例組合員	1,000円	1,000円	1,000円
年間調定額	5,763,673,200円	5,392,571,600円	4,419,263,350円
年間収納額	5,757,424,700円	5,385,142,920円	4,419,080,160円
収 納 割 合	99.73%	99.69%	99.84%
1世帯当りの年間調定額	435,981円	429,584円	368,733円
1人当りの年間調定額	302,127円	290,893円	242,643円

被保険者数の推移



別表 3. 医療費の状況

69歳以下	件数	総医療費	一人当たり総医療費	給付割合(概算)	一人当たり組合負担額	平均人数
令和4年度	242,651件	3,531,993,031円	203,479円	70.54%	143,532円	17,358人
令和5年度	268,753件	3,785,620,765円	212,747円	70.40%	149,775円	17,794人
令和6年度	287,589件	3,985,171,500円	216,362円	70.43%	152,383円	18,419人
70～74歳	件数	総医療費	一人当たり総医療費	給付割合(概算)	一人当たり組合負担額	平均人数
令和4年度	18,941件	436,633,467円	612,389円	76.27%	467,076円	713人
令和5年度	16,708件	364,748,654円	593,087円	76.51%	453,798円	615人
令和6年度	14,787件	312,375,881円	579,547円	76.01%	440,488円	539人

別表 4. 保健事業の状況

		令和6年度	令和5年度	令和4年度
特 定 健 康 診 査		2,729件	2,438件	2,438件
特 定 保 健 指 導	動機付け支援	2件	5件	6件
	積極的支援	5件	5件	4件
人 間 ド ッ ク	組 合 員	1,627件	1,528件	1,396件
	家 族	273件	268件	284件
節 目 ド ッ ク	〈満50歳組合員のみ〉	72件	52件	46件
特 例 健 診	特 例 組 合 員	2件	4件	4件

別表 5. 令和6年度文芸美術国民健康保険組合収入支出決算

収入 (単位：円)			支出 (単位：円)		
科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額
1. 保 険 料	5,707,675,000	5,767,261,000	1. 組 合 会 費	3,261,000	1,959,448
2. 国 庫 支 出 金	1,067,915,000	1,226,048,254	2. 総 務 費	311,765,000	298,996,222
3. 前 期 高 齢 者 交 付 金	2,000	0	3. 保 険 給 付 費	3,441,039,000	3,390,136,213
4. 出 産 育 児 交 付 金	2,193,000	2,193,774	4. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,403,822,000	1,395,092,754
5. 都 支 出 金	52,788,000	65,511,139	5. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	1,012,961,000	1,010,258,953
6. 共 同 事 業 交 付 金	144,056,000	216,348,000	6. 介 護 納 付 金	689,182,000	689,181,179
7. 財 産 収 入	34,000	398,203	7. 流 行 初 期 医 療 確 保 拠 出 金 等	2,000	0
8. 寄 付 金	1,000	0	8. 共 同 事 業 拠 出 金 等	160,156,000	154,267,000
9. 繰 入 金	2,000	0	9. 保 健 事 業 費	96,798,000	91,312,571
10. 繰 越 金	309,134,000	385,088,618	10. 積 立 金	40,002,000	40,000,000
11. 諸 収 入	16,939,000	10,603,960	11. 諸 支 出 金	30,855,000	30,852,189
			12. 予 備 費	110,896,000	0
収入合計	7,300,739,000	7,673,452,948	支出合計	7,300,739,000	7,102,056,529

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

区 分		金額又は価格
積立金	特別積立金(国保法施行令19条)	612,402,580 円
	給付費等支払準備金(国保法施行令20条)	194,533,134 円
	退職積立金	34,207,016 円
	小 計	841,142,730 円
その他	事務室敷金	17,597,200 円
	器具及び機械	3,837,829 円
	小 計	21,435,029 円
合 計		862,577,759 円

◆接骨院・整骨院（柔道整復師）で健康保険を利用する場合の正しいかかり方

○外傷性が明らかでない負傷や、仕事中や通勤中の負傷（労災保険対象）の場合は健康保険の対象外です。負傷の原因は正確に伝えましょう。

○病院等で治療を受けている負傷について、接骨院・整骨院の施術は健康保険の対象外となります。

○長期間施術を受けても痛みが続く場合には、病気などの内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。



保険が使える場合

- 骨折や脱臼の応急手当
※緊急時（応急手当）以外は医師の同意書が必要です。
- 捻挫
- 打撲
- 挫傷（肉離れなど）

保険が使えない場合

- ×日常生活の疲労による肩こりや腰痛
- ×年齢による五十肩など
- ×スポーツによる筋肉疲労
- ×病気（神経痛、関節炎、リウマチ、ヘルニアなど）による痛み
- ×慢性病（脳疾患後遺症など）

◆交通事故などに遭われた場合は必ずご連絡をお願いします

他人の行為（交通事故など）によるケガや病気などで病院等を受診する場合は、その治療費は加害者が本来負担すべきものです。マイナ保険証もしくは資格確認書を使用して治療を受ける場合は必ず組合へご連絡をお願いいたします。

※組合が一時立て替えをして、加害者に対し請求をいたします。



第三者行為に該当する場合

- ・自動車、自転車等の事故
- ・喧嘩や傷害事件による負傷
- ・他人のペットによる噛傷
- ・飲食店での食中毒
- など

◆ジェネリック医薬品を使ってみませんか？

ジェネリック医薬品とは、先に開発された医薬品（先発医薬品）と同じ有効成分を使った、品質・効き目・安全性が同等な薬です。先発医薬品よりも低価格な薬で、長期服用の薬ほど費用が軽減されます。

詳しくは、厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html）を確認ください。

ジェネリック医薬品をご希望の場合は、医師・薬剤師へご相談ください。また、資格確認書や診察券、お薬手帳など

に貼る「ジェネリック医薬品を希望シール」を同封いたしましたのでご利用ください。



※令和6年10月1日から、ジェネリック医薬品があるお薬で、先発医薬品を希望される場合、その価格差の4分の1相当の料金をお支払いいただくことになります。医療上、先発医薬品の処方が必要と認められる場合は、特別な料金は必要ありません。

◆医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について

健康維持増進および疾病の予防のために健康診断等の一定の取組を行った方が、対象医薬品を年間12,000円以上購入した場合、確定申告の際に所得控除を受けることができます。

対象医薬品である、かぜ薬やアレルギー用薬等は、薬局やドラッグストア等で購入できるため、病院を受診する時間を省くことができ、ご負担が抑えられる可能性があります。詳しくは国税庁ホームページでご確認ください。（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1129.htm>）

◆お薬手帳はお持ちですか？

服用する薬が増えると、副作用の発生、飲み忘れ・飲み間違いや残薬の発生につながります。

処方されている薬がわかるように、お薬手帳は1冊にまとめ、活用しましょう。

◆リフィル処方箋について

リフィル処方箋とは、症状が安定している方に対し、医師および薬剤師の適切な連携の下、医師の処方により、同じ処方箋を最大3回まで繰り返し使用できます。

リフィル処方箋のメリットとして、通院回数が少なくなり、医療費の削減や病院の待ち時間の負担軽減、風邪等の感染症の予防が期待できます。

花粉症や、継続的に病院等を受診する慢性疾患をお持ちの方が対象となる可能性があります。利用を希望される場合は、医師、薬剤師へご相談ください。



◆臓器提供の意思表示について

マイナンバーカードや資格確認書には臓器提供意思表示欄が設けられており、記入をすることで臓器提供の意思表示をすることができます。

臓器提供意思表示欄への意思表示の記入は任意であり、記入した場合でも、臓器提供に関する意思は変更することができます。

詳しくは、同封のリーフレットまたは公益社団法人日本臓器移植ネットワークのホームページ(<https://www.jotnw.or.jp/>)をご覧ください。

◆保険料は納期内に納めましょう

保険料の口座振替日は、左記の通りです。振替日の前日までに残高のご確認をお願いいたします。

現在99%以上の方が口座振替をご利用されており、納め忘れがなく、組合が手続きを行い手数料も負担いたします。口座振替の手続きがお済みでない方は組合にお申し出ください。

令和7年度 保険料の口座振替日

	振替日			該当振替回数
10月	令和7年10月27日	月		2・4・6・12
11月	令和7年11月26日	水		12
12月	令和7年12月26日	金		3・6・12
1月	令和8年1月26日	月		4・12
2月	令和8年2月26日	木		6・12
3月	令和8年3月26日	木		12

◆産前産後の保険料の軽減措置について

当組合に加入されている被保険者の方が出産された場合、保険料の軽減を行います。

軽減対象となるのは、令和6年1月以降の保険料です。申請方法については、組合ホームページをご覧ください。



◆子ども・子育て支援金について

国では少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「子ども未来戦略」をきっかけ、子育てを社会全体で支える仕組みを進めてきました。

少子化対策の抜本的強化に当たり、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、「子ども・子育て支援金」として、医療保険の保険料とあわせて徴収されることとなりました。

具体的な保険料改定については、決まり次第改めてお知らせいたします。

◆法人事業所にするときはお届けを

既にご案内のとおり、株式・有限会社等の法人事業所の事業主・従業員のの方は、協会けんぽ・厚生年金に加入することが義務付けられています。

法人として設立登記をする際は、必ずご連絡ください。また、事業所の解散、社会保険の全喪の手続きをされた方もご連絡ください。その他、法人事業所についてご不明な点は、当組合にご相談ください。

◆組合事務所の業務時間と休業日

業務時間 午前9時15分～午後5時15分
休憩時間 正午～午後1時
休業日 土曜・日曜・祝日・年末年始

各種届出・申請の方法

住民票の内容に変更があった場合や、他の健康保険とのお切り替えの際は、14日以内に必ずお届けください。
 ※当組合は住民票上の世帯単位の保険となり、お勤め先の健康保険や75歳以上の方が対象の健康保険に加入している方等を除き、世帯全員の加入が義務付けられています。市区町村の国民健康保険に加入している方がいる場合は、当組合までお問い合わせください。
 また、ご申請いただくことにより、給付金の支給を受けられる制度がございます。
 詳しくは組合ホームページをご確認のうえ、ご申請ください。

申請の種類	提出する書類
組合へ新規加入するとき ※1	①加入申込書 ②個人番号・身元が確認できる書類（本人確認貼付用紙） ③所得税の確定申告書控えの写し：第一表、第二表、所得の内訳書 ④作品例 ⑤住民票（3ヵ月以内に発行された世帯全員という証明のあるもの、個人番号を含む記載事項に省略がないもの） ⑥預金口座振替依頼書 ※詳細については、「加入の手引き」または組合ホームページに記載
家族が追加加入するとき ※1	①資格取得届 ②住民票（3ヵ月以内に発行された世帯全員という証明のあるもの、個人番号を含む記載事項に省略がないもの） ③職場の健康保険をやめた場合は、健康保険の資格喪失証明書の写し
全員が脱退するとき	①脱退届 ②資格情報通知書・資格確認書 ③職場の健康保険に加入した場合は、職場の資格情報通知書・資格確認書の写し、またはマイナポータル画面
家族が脱退するとき	①資格喪失届 ②資格情報通知書・資格確認書 ③職場の健康保険に加入した場合は、職場の資格情報通知書・資格確認書の写し、またはマイナポータル画面 ④住民票上別世帯となった場合には、別世帯となった日付が記載されている住民票（除票もしくは世帯全員という証明のあるもの）
死亡したとき	①脱退届又は資格喪失届 ②葬祭費支給申請書（特例組合員は対象外です） ③資格情報通知書・資格確認書 ④死亡を証明する書類の写し ⑤葬祭を執行した証明の写し（会葬礼状等）
住所又は氏名が変わったとき	①住所変更届又は氏名変更届 ②資格情報通知書（※氏名変更の場合のみ）・資格確認書 ③変更後の住民票（3ヵ月以内に発行された世帯全員という証明のあるもの、個人番号を含む記載事項に省略がないもの）
所属団体が変わったとき	①所属団体変更届（新団体の承認印が必要）
所属団体を退会したとき	①脱退届 ②資格情報通知書・資格確認書
証書を紛失又は汚損したとき	①資格情報通知書・資格確認書再発行願
修学のため他に居住するとき	①遠隔地修学開始届 ②在学証明書もしくは学生証の写し
修学を終えたとき	①遠隔地修学廃止届 組合員と住民票上別世帯である場合は、②資格喪失届 ③資格情報通知書・資格確認書
出産したとき ※2	①出産育児一時金支給申請書 ②出産を証明する書類（申請書の証明欄に直接証明を受けるか、出生証明書・母子手帳の該当箇所の写し） ③病院等から交付される直接支払制度合意文書の写し ④病院等から交付される出産費用の領収・明細書の写し
マイナ保険証・資格確認書不携帯で医療費を10割負担したとき	①療養費支給申請書 ②診療報酬明細書（レセプト）の原本 ※診療明細書ではございません ③領収証の原本
補装具を作成したとき	①療養費支給申請書 ②医師の意見書（証明書）の原本 ③領収証の原本
当組合加入前にマイナ保険証・資格確認書で病院等を受診したとき	①療養費支給申請書 ②診療報酬明細書（レセプト） ③領収書の原本 ※②③については、当組合加入前の保険者よりお取り寄せください
第三者行為によるケガ等の治療で病院等を受診するとき	①第三者行為による傷病届 ②同意書 ③事故発生状況報告書 ④交通事故証明書（交通事故の場合）

14日以内

下線のある届出・申請用紙は組合ホームページ（<https://www.bunbi.com/>）よりダウンロードできます。

※1 70～74歳の方が加入する場合には、自己負担割合を決定するため所得証明をご提出いただく可能性があります。

※2 出産育児一時金の直接支払制度をご希望の場合は、病院等を通して組合に申請していただくこととなります。





文芸美術国民健康保険組合様の契約施設 KKCウエルネス健診クリニックで 上質で快適な人間ドックを実感ください。



KKCウエルネス東京日本橋健診クリニック



〒103-0015
東京都中央区日本橋箱崎町5-14
アルゴ日本橋ビル1F
TEL 03-5500-6777
FAX 03-5500-6778
予約専用ダイヤル
03-5500-6776



Google Maps

- 東京メトロ 日比谷線・東西線「茅場町駅(4b出口)」より徒歩5分
- 東京メトロ 半蔵門線「水天宮前駅(2番出口)」より徒歩5分

KKCウエルネス名古屋健診クリニック



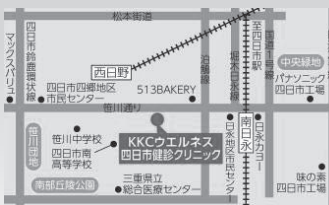
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄2-10-19
名古屋商工会議所ビル11F
TEL 052-331-2325
FAX 052-331-2327
予約専用ダイヤル
050-3531-1363



Google Maps

- 地下鉄東山線・鶴舞線「伏見駅(5番出口)」より南へ徒歩5分

KKCウエルネス四日市健診クリニック



〒510-0891
三重県四日市市日永3丁目5番37号
TEL 059-253-7426
FAX 059-269-5588
予約専用ダイヤル
059-271-8545



Google Maps

- 四日市あすなろ鉄道八王子線「西日野駅」下車、徒歩6分
- 四日市あすなろ鉄道内部線「南日永駅」下車、徒歩7分
- 三重交通バス「日永西」下車、徒歩すぐ

KKC健康スクエアウエルネス三重健診クリニック



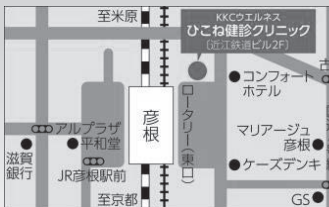
〒514-0131
三重県津市あかつ台4丁目1番3
TEL 059-253-7426
FAX 059-269-5588
予約専用ダイヤル
059-269-5678



Google Maps

- 伊勢自動車道「芸濃インター」より車で10分
- 近鉄「津駅」よりバス30分「あかつ台」下車

KKCウエルネスひこね健診クリニック



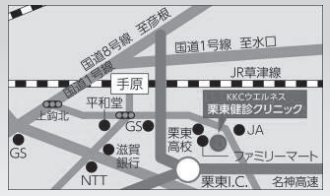
〒522-0010
滋賀県彦根市駅東町15番1
近江鉄道ビル2F
TEL 077-551-0500
FAX 077-551-0650
予約専用ダイヤル
050-3535-5993



Google Maps

- JR琵琶湖線・近江鉄道「彦根駅」下車 東口すぐ

KKCウエルネス栗東健診クリニック



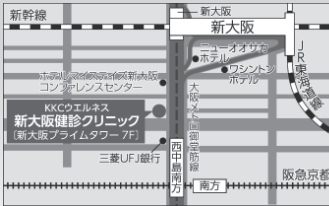
〒520-3016
滋賀県栗東市小野501-1
TEL 077-551-0500
FAX 077-551-0650
予約専用ダイヤル
050-3535-5992



Google Maps

- JR草津線「手原駅」より徒歩15分
- JR琵琶湖線「草津駅」よりタクシーで10分

KKCウエルネス新大阪健診クリニック



〒532-0011
大阪府大阪市淀川区西中島6-1-1
新大阪プライムタワー7F
TEL 06-6397-1001
FAX 06-6397-2255
予約専用ダイヤル
050-3541-2262



Google Maps

- 地下鉄御堂筋線「新大阪駅」より徒歩5分
- 地下鉄御堂筋線「西中島南方駅」より徒歩3分
- JR「新大阪駅」より徒歩7分
- 阪急京都線「南方駅」より徒歩5分

KKCウエルネスなんば健診クリニック



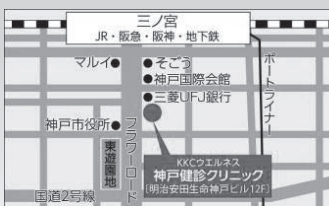
〒556-0011
大阪府大阪市浪速区難波中1-10-4
南海SK難波ビル10F
TEL 06-6397-1001
FAX 06-6397-2255
予約専用ダイヤル
050-3541-2263



Google Maps

- 地下鉄御堂筋線・四つ橋線・千日前線「なんば駅(6番出口)」より徒歩1分
- 南海「なんば駅」より徒歩3分
- JR・近鉄「難波駅」より徒歩5分

KKCウエルネス神戸健診クリニック



〒651-0086
兵庫県神戸市中央区磯上通8-3-5
明治安田生命神戸ビル12F
TEL 06-6397-1001
FAX 06-6397-2255
予約専用ダイヤル
050-3541-2264



Google Maps

- JR・阪神・阪急 地下鉄「三ノ宮駅」より徒歩5分

KKCサポートダイヤル

お電話にて「健診結果に関するお問合せ」にお応えします。
詳細は右記のQRコードより、近畿健康管理センターのホームページからご確認ください。



一般財団法人 近畿健康管理センター



ミライの健康を創ろう

KKCはSDGsに取り組んでいます